

矢作川流域懇談会 山部会 資料

平成29年12月15日

1. 豊田の森づくりの経緯

豊田森林組合 林 富造

- 平成19年度 「豊田100年の森づくり構想」「森づくり条例」の制定
- 森づくり会議から森づくり団地・・森林課と組合の協同作業で施業地の集約化と施業の提案、森林所有者との合意形成、事業の実施。
- 「森のカルテ」(現況調査)による施業の提案、施業の実施・・団地内所有者による作業道の合意形成を含め豊田市による団地化認定面積が10年で9000ha完了
- 過去10年間は、豊田市が進める手入れ不良林の一掃・・・災害防止の観点からの切捨て間伐の森づくりが主流であった。
切捨て間伐・・県「森と緑づくり事業」国「造林補助金」市「単市4割間伐」
- 「森のプラン」利用間伐で施業提案と精算見積り作成による森林所有者との合意形成。木材価格が補助金無しでは採算が取れない現状で計画が立てにくいし、先が見えない。(国の造林補助金枠がその年に決まる)

提案 (問題提起)

2. 旭地区 森づくりのこれから 「地域が元気→人が元気→森が元気」

豊田市の限界集落と言われている旭地区が、住民参加による適切な森林管理を通して環境保全と経済活動の両立できるモデルとして出来ないか。

- (ア) 地域が元気・・・共通な話題、将来目標、皆なでやれば元気が出る(健康が地域振興や社会福祉に繋がる)。
- (イ) 人が元気・・・日日の話題に仲間がいる。地域ミニケーション。
- (ウ) 森が元気・・・将来を見据えた適切な森林管理の推進。・・森づくり団地が基本。
- (エ) 地域の森林管理は地域で責任を持つ。環境保全(公益的機能の向上)と経済活動の両立が出来る仲間づくりを旭地区から進める。

- 旭地区住民の参加の森づくり・・・森の健康診断(3回)と報告書・・調査報告と今後の取り組みを考える。
 - 木の駅プロジェクト・・切り置き間伐の有効利用
 - 薪づくり研究会 ・・・薪ボイラー使用者に販売
 - 木の駅の出荷原木から製品として販売
 - 林育の推進(あさひ根っこ会)・・・旭の小、中学校生徒による森の健康診断と間伐体験、薪割り体験、学校へ出前講座(間伐ボランティア)
- 思いを達成するために・・・豊田市の森づくり計画→森づくり団地→間伐→旭地区地域モデルの連携。(森づくり条例 基本理念第3条3項)
- ◆ 文明の利器やマネー資本主義だけに振り回されない「心のふるさと」の理解出来る地域や子どもたちを「旭地域モデル」として育てたい。

森づくり条例 基本理念

第3条 森づくりは、市、森林所有者、市民等森林に関わるすべての人々が連携して、この条例の目的を達成するため、次の基本理念により行なうものとする。

- (1) 森林の有する公益的機能が市民生活の安全及び安心の基盤であることから、自然の仕組みを重視した長期的な展望に立ち、生物の多様性に配慮するとともに、立地条件等の特性に応じた適正な森林管理を実施することにより、公益的機能が高度に發揮される森づくりを推進すること。
- (2) 林業及び木材産業の健全な発展が人工林の適正な管理に寄与することから、林業及び木材産業を振興することにより、木材資源の循環利用が可能な森づくりを推進すること。
- (3) 持続可能な山村地域の再生及び活性化が森づくりに寄与することから、山里の営み並びに歴史及び文化の継承を通じて、地域づくりと一体となって森づくりを推進すること。
- (4) 継続的な森林管理を行なうためには、多様な人材が必要なことから、森づくりの担い手を育成するとともに、市民との共働による森づくりを推進すること。